

22 明治5年9月12日 菊池長閑宛

第拾貳号

第十一号で申上候得共急候まゝ郵便にて申上候官金御貸附願候
ニ付文部省の家之貧富取調□□出張所ニ達相成候得共此訳にて
分り兼候間本県ニ申送候由出張所私迄達有之候就てハ尊前も
も何か願出ニても御差出之様相成可申何れ学資一昨年以來取続
候余にて此上届兼旨御届被下度先達申上候礼謝金共拜借之儀此
訳にて願候上斎藤齋ニも県之方宜敷取計呉候様願置候間格別此
方ハ御心配被下間敷候御家族之御健康奉希望候無事頓首

九月十二日

御尊父様

武夫拝

御座下

(長閑注記2)

(長閑注記)

〔九月十九日午前達之返書十月五日此方第十三号を以翌〕

〔六日郵便へ差出也〕